

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
情報公開規程

規程第 12 号

(目 的)

第 1 条 本規程は、特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会（以下「当団体」という。）の情報公開に関わる基本的事項を定めることを目的とする。

(管 理)

第 2 条 当団体の情報公開に関する事務は、事務局長が監督する。

(情報公開の対象範囲と公開方法)

第 3 条 当団体の情報公開の対象範囲は、特定非営利活動促進法第 28 条第 3 項に定めるところによるものとし、当団体のホームページに掲載するものを除き、当団体事務局に備え置き閲覧に供するものとする。

(閲覧場所および閲覧日時)

第 4 条 当団体事務局で公開する情報の閲覧場所は、定款第 2 条に定める事務所とする。

- 2 閲覧の日は、当団体休日以外の日とし、閲覧の時間は午前 11 時から午後 5 時までとする。

(閲覧申請の方法および閲覧の実施等)

第 5 条 当団体の公開する情報の閲覧を希望する者から閲覧の申請があった時には、次により取り扱う。

- (1) 別に定める「閲覧申請書」に必要事項を記入し提出する。
- (2) 受付担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、閲覧受付簿に必要事項を記録する。

2 第 3 条に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第 3 条に掲げる資料に限定している旨を説明する。

3 閲覧については、無料とする。

4 閲覧資料の写しを希望する者には、実費を徴収の上、配布する。ただし、第 3 条第 1 項に規定する資料の内、役員名簿の写しについては、これを禁止する。

(改 正)

第 6 条 本規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附 則 本規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。